

アルゼンチン向け日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、アルゼンチン向けに輸出される全ての日本産食品・飼料については、放射性物質検査証明書等の提出を求められていましたが、アルゼンチン政府から当該規制を撤廃した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

○ アルゼンチンによる日本産食品・飼料の輸入規制の撤廃

撤廃前

都道府県	品 目	規制内容
宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7県）	全ての食品（種子は対象外）	日本政府又はアルゼンチン国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書 日本政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求
上記7県以外	全ての食品（種子は対象外）	政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書
47 都道府県	飼料	政府作成の産地証明書



撤廃後

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品・飼料	上記措置の撤廃

また、上記規制の撤廃を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_171211.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 29 年 12 月 11 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：白勢、松浦
代表：03-3502-8111(内線 4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475